

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

1 改正の内容

55 歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給について、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第 4 条第 5 項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施すること。